破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１７号
鹿児島県出水市高尾野町江内3478番地
債務者　井手上知太
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　破産債権の届出期間　平成26年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
北海道赤平市東大町１丁目12番地
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
北海道滝川市朝日町東４丁目１番28号
債務者　矢元　勝志
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　健太
4　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
秋田県北秋田市下杉字狐森35番地11
債務者　伊勢　俊昭
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１７１号
岡山市北区大元駅前３番22―３号坂本アパート３号、旧住所岡山市北区平野172番地４
債務者　向井　正彦
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　淑子
4　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９号
徳島県徳島市東出来島町７番地、住民票上の住所徳島県阿波市土成町秋月字伊月116番地１
債務者　山口　聡明
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　一宏
4　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８号
千葉県富津市岩坂52番地８
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　雅雄
4　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２７３０号
大阪府東大阪市御厨南３―１―37　八戸ノ里第二ガーデンハイツ502号、住民票上の住所大阪府八尾市黒谷５丁目５番地
債務者　小室　　明
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５０号
青森県上北郡横浜町字苗代川目58番地
債務者　秋田　達也
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
青森県下北郡大間町大字大間字下手道26番地３
債務者　千代谷百子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　晴耕
4　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
長崎県南松浦郡新上五島町七目郷951番地２
債務者　立石　達也
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第１００１号
名古屋市中川区法華西町１丁目24番地の２
債務者　髙木　智弘
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檀浦　康仁
4　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２７号
岐阜県羽島郡岐南町野中１丁目64番地　Ｔ・ＭタウンＣ棟、従前の住所名古屋市中川区法華西町１丁目24番地の２
債務者　髙木　正好
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檀浦　康仁
4　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２８号
岐阜県羽島郡岐南町野中１丁目64番地　Ｔ・ＭタウンＣ棟、従前の住所名古屋市中川区法華西町１丁目24番地の２
債務者　髙木　静子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檀浦　康仁
4　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部